

議案第 55 号

太宰府市表彰条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 9月17日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

市民栄誉賞を創設することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市表彰条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市表彰条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 市民栄誉賞

第6条の次に次の1条を加える。

（市民栄誉賞）

第6条の2 市民栄誉賞の表彰は、広く市民に敬愛され、市民に明るい希望と活力を与える顕著な功績を収め、市民の誇りとなる個人又は団体に対して行う。

第7条中「前3条」を「前4条」に改める。

第11条第3項中「市長特別表彰」の次に「及び市民栄誉賞の表彰」を加える。

第12条中「及び市長特別表彰」を「、市長特別表彰及び市民栄誉賞」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。